

5月市会提案の議第110号契約相手方に係る脱税疑惑の報道を受けた対応について

1 対象議案

議第110号 西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事（京都市立福西小学校南校舎棟等解体撤去工事）請負契約の締結について

2 教育委員会が調査した内容等（株式会社キョウラクから聞き取った内容は下線部）

(1) 事件概要等

- ① 株式会社キョウラクの前代表取締役が下請けの工事業者に虚偽の請求書を作成させ、令和2年9月期までの2事業年度で所得約2億2千万円を過少申告し、法人税計約7600万円の支払いを免れたとして、大阪国税局が、株式会社キョウラクと前代表取締役を、法人税法違反等の疑いで京都地検に告発。
- ② 重加算税を含む追徴課税額は約9700万円で既に修正申告した。
- ③ 前代表取締役は、令和3年4月時点で、株式会社キョウラクの代表取締役を退任し、令和4年2月28日に取締役からも退任している。

(2) 経過

- 令和3年4月1日 代表取締役交代（織田鉄也→織田一彦）  
令和3年6月22日～ 大阪国税局税務調査  
令和4年1月25日 福西小学校解体撤去工事入札公告  
令和4年2月28日 織田鉄也取締役退任（会長職も退任）※登記は令和4年5月27日  
令和4年3月4日～8日 福西小学校解体撤去工事入札期間  
令和4年3月10日 福西小学校解体撤去工事開札（キョウラク・道原建設JV落札）  
仮契約  
令和4年3月31日 伏見税務署に修正申告を提出  
令和4年5月11日 議案発送  
令和4年5月26日 株式会社キョウラク及び前代表取締役が法人税法違反等で大阪国税局が京都地検に告発との報道（教育委員会から告発日について問い合わせたところ、捜査情報のため答えられない旨の返答あり）  
令和4年5月27日 株式会社キョウラク現代表取締役に事情聴取  
令和4年5月27日 織田鉄也取締役（令和4年2月28日退任）の登記  
令和4年5月28日 株式会社道原建設代表取締役に事情聴取（工事の遂行能力について）

### 3 報道を受けた対応について

株式会社キョウラクとの仮契約については、次の理由により、解除することは困難であると考えため、議第110号について、御審議をお願いしたい。

- (1) 議第110号は、令和4年3月10日に仮契約済みのため、本仮契約を解除するには、京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条の2の規定に該当する必要がある。
- (2) 報道されている「法人税法違反の疑い」での告発であることを踏まえれば、京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条の2の規定に照らし、仮契約解除の可否を検討した場合、仮契約を解除するためには、議会の議決があるまでの間に、本市の競争入札参加停止の期間が3月以上となる必要がある（同要綱第2条の2(2)イ）。
- (3) 競争入札参加停止の期間が3月以上となるのは、本市契約の業務上の違反等に対し、逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときであるが（京都市競争入札参加停止取扱要綱（第3条関係 別表8(1)ア(ウ)）、現時点では、逮捕や公訴提起に至っておらず、また、本市からの確認に対して、株式会社キョウラクは、本市契約での違反等はないと明言している。
- (4) 以上を踏まえ、現時点での、本市からの仮契約解除の申出は困難である。

なお、上記対応について、複数の弁護士に見解を求めたところ、「仮契約の解除及び議案の取下げは、法的に、賠償請求されるリスクがある」旨の回答を得ている。

## ○京都市契約事務規則の施行に関する要綱（関連部分抜粋）

## （仮契約の解除）

第2条の2 仮契約（契約の変更に係るものを除く。）を締結した場合において、本契約を締結するまでの間（議会の議決を要する契約にあつては、議会の議決があるまでの間）に、仮契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、仮契約を解除するものとする。

- (1) 前条第1号から第4号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 本市から取扱要綱第29条第1項の規定により競争入札参加停止を受けたとき。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。
  - ア 本契約の締結の予定日前に当該競争入札参加停止の期間が満了している場合
  - イ 競争入札参加停止の期間（京都市競争入札参加停止取扱要綱第6条第2項又は第3項の規定により加えられた期間があるときは、当該期間を除いた期間。以下同じ。）が3月に満たない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該仮契約の相手方と本契約を締結することが不適当であると認められるとき。

## ○京都市競争入札参加停止取扱要綱（関連部分抜粋）

## 別表（第3条関係）

## 8 不正又は不誠実な行為

要 件			期 間		
(1) 別表1から7までに定めるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	ア 法令等違反	(ウ) 道路交通法, 出入国管理及び難民認定法, 河川法, 建築基準法, 労働安全衛生法その他の業法等以外の法令等の違反により関係官庁から処分されたとき。	a 逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	本市契約	3月
				一般契約	1月
			b 行政庁の処分	1月。ただし, 違反の是正を求める処分の場合は, 1月以上で是正されるまで	